

労働者派遣事業に係わる情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、労働者派遣事業に係わる情報を提供いたします。

事業所名称	日立トリプルウィン株式会社
事業所の所在地	〒105-0003 東京都港区西新橋1-3-1 西新橋スクエア
対象期間	2017年4月1日から2018年3月31日まで

1. 派遣労働者数

派遣労働者の数	実績なし
---------	------

2. 労働者派遣の役務を受けた者の数

派遣先の事業所数(実数)	実績なし
--------------	------

3. 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額(1日8時間あたりの額)	—
派遣労働者の賃金の額の平均額(1日8時間あたりの額)	—
マージン率	—

※マージンには派遣労働者の社会保険料、福利厚生費や教育訓練費等も含まれています。

4. 教育訓練に関する事項

キャリアコンサルティング相談窓口	TEL 03-3503-7385				
教育訓練の内容	対象者	実施主体	実施方法	賃金支給	費用負担
入職時研修	派遣対象者	派遣先	OJT/ OFF-JT	有	無
キャリア形成支援	全労働者	当社	OJT/ OFF-JT	有	無